

マニュアルの主な検討項目について

1 化学災害について(資料 5-2 を参照 以下同じ)

(1) 区域設定(ゾーニング)の考え方について(P15、参考資料1参照)

ア 初動活動時

- ① 原因物質の検知までの間は、車両部署位置等の具体的な目安距離として活用
- ② 図 2-1 又は図 2-2 をベースに、表 2-6 の状況のうち確認できるものを追加削除し初動時の区域設定を行う。

イ 原因物質を検知し、推定(同定)完了時

簡易検知の結果に基づき設定された区域を縮小、変更する。

(2) 防護措置について(P17 参照)

ア レベル A 防護服だけでなく、アンダーウェア、靴下などの服装やトランシーバー等の装備品、二重の手袋等のより高い安全管理レベルの用品を新たに追加した。

イ 原因物質の特定前においては、ホットゾーンではレベル A 隊のみ、ウォームゾーンではレベル B 隊のみが活動可能な隊とした。

(3) 化学災害(テロが完全に否定できない場合)の消防活動について(P23 参照)

ア 最初の進入隊の携行資機材(P29(3)②参照)

ホットゾーンでの最初の活動時には、化学剤検知器、生物剤検知器、可燃性ガス測定器、放射線測定器を携帯することとした。

イ 進入隊の構成(P30(4)③参照)

進入隊の構成は、1 人以上が誘導・安全管理を実施、2 人以上が担架等による搬送を担当する。

ウ スタート法の留意点(P31(3)⑦参照)

1 次トリアージにおけるスタート法使用時には、安易に黒タグを付けるべきでない。

エ 現場指揮本部の設置要件(P33(2)①参照)

現場指揮本部の設置位置要件に、「高所であること」を加える。

オ ホットゾーンからの避難者の誘導先(P33(3)③参照)

ホットゾーンからコールドゾーン内に避難してきた者は、1 次トリアージポスト(ウォームゾーン内)に向かうよう誘導することとした。

2 生物災害について(資料 6-2 を参照 以下同じ)

(1) 生物テロの災害の形態及び活動体制について(P1 参照)

犯行声明等の特別な条件がなければ、患者が発生して初めて事実が確認できるため、化学テロ災害のように消防部隊が出動するような活動形態の可能性は少ない。

多数患者発生の場合は、衛生主管部局の管理下(事前の協議済み事項も含む。)のもと、医療機関等関係機関とも連携し、共同して活動することが必要であるとした。

(2) 生物テロ災害時の消防活動について(P11 参照)

ア レベル C 隊の活動範囲

生物剤が特定され、化学剤等の二次トラップがないことが確認された場合は、レベル C 防護措置を備えたレベル C 隊が(活動の)中心となりホットゾーン、ウォームゾーンでの活動を行うこととした。(活動時間が長いため)

イ 建物の封鎖措置の妥当性(資料 6-1 旧 P10(2)②他、参照)

生物剤による災害と確定できる場合に限っては、建物の出入りを禁じ、窓を閉鎖し、空調設備を停止し、建物内を封鎖することとした(現行マニュアルは粉等の通報があった時点で同様の措置をとっていた)が、これを削除した。

ウ 関係者への通報内容(資料 6-1 旧 P11 第 3 節(1)④参照)

「生物剤に曝露されても、適切な治療を早期に受けることで発症防止、症状悪化軽減がなされる。」旨の広報を行うこととしていたが、これを削除した。

エ 生物剤の推定(同定)までの間の患者への措置(P13(2)②参照)

生物剤の推定まで時間を要する場合は、感染防止措置をとりながら、伝染性のある生物剤に準じた対応を行う。⇒必要に応じて除染、救急搬送等を実施する。

オ 検知活動の場所の是非(陽圧式防護衣での作業性)(P14(5)①参照)

ホットゾーン内で行うこととした。(グローブボックス使用時は、コールドゾーンで実施)

カ 一次トリアージポストに到着するまでの簡易除染の実施の是非及び方法(P15(7)③参照)

曝露者は、脱衣による簡易除染、脱衣不能な場合は、霧吹き等により服を湿らせての拡散防止措置をとることとした。(現行は服を湿らせる方法)

キ 隔離中の急病人の措置(資料 6-1 旧 P18 第 7 節(2)を参照)

生命に危険が生じた場合のみ救急搬送を行うこととしていたが削除した。